平成２１年（フ）第１５９号
群馬県太田市西矢島町324番地１　川原コーポ202号
債務者　竹澤　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第５７６号
熊本県菊池郡菊陽町津久礼2340番地６
債務者　出口　史也
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３２３号
函館市松陰町１番36号
債務者　川端　邦夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３号
群馬県邑楽郡大泉町城之内３丁目31番３号
債務者　塚原　一男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１６０号
群馬県太田市岩瀬川町167番地８
債務者　安達　孝光
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第７１８号
名古屋市東区出来町２丁目４番９号　すみれビル301号
債務者　渡邊　光一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１９号
名古屋市東区出来町２丁目４番９号　すみれビル301号
債務者　渡邊　晶子（旧姓垣本）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２１号
北海道河東郡音更町駒場北１条通２丁目１番地　駒場団地８号
債務者　児玉　俊雅
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
北海道河東郡音更町駒場北１条通２丁目１番地　駒場団地８号
債務者　児玉　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
岩手県宮古市熊野町８番７号
債務者　嶋崎　　泉
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４７号
岩手県宮古市田鎖第３地割11番地９
債務者　恩田千枝子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第１１２号
静岡県富士宮市舞々木町847番地　エンジェルウィング103号、住民票上の前住所青森県弘前市大字城東４丁目２番地11　グランハイツＫ202号
債務者　宮本　明美（旧姓道川）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第９７号
茨城県つくば市酒丸147番地２
破産者　中野　一秀
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６１号
群馬県前橋市二之宮町1683番地２
破産者　大野　富次
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１２２号
埼玉県川越市大字的場1931番地５
破産者　浅川　和子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３４号
埼玉県狭山市大字笹井697番地の１
破産者　加藤　　晃
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２０４号
埼玉県川越市南台３丁目９番地３ライオンズマンション川越南台605号室、前住所埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－１－506
破産者　長谷川真美
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部